

## 平成23年度 山梨県森林審議会（第3回） 会議録

1 日時：平成23年12月19日（月）午後1時30分～4時00分

2 場所：恩賜林記念館2F 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）赤坂 治績、泉 桂子、大須賀 久、小田切 美知子、風間 ふたば、金子 正司、嶋 光雄、高村 忠久、田中 美津江、辻 一幸、戸栗 敏、藤原 忠直、三好 規正、山村 元子 以上14名

（事務局）深沢林務長、深尾森林環境部次長、安富森林環境部技監、宇野森林環境部技監（森林整備課長）、清水森林環境総務課総括課長補佐、石原みどり自然課長、中山林業振興課長、江里口県有林課長、沢登治山林道課長、小林中北林務環境事務所長、大竹峡東林務環境事務所長、深沢峡南林務環境事務所次長、岡部富士・東部林務環境事務所長、佐野森林総合研究所長、島田森林環境部付主幹、渡辺森林整備課課長補佐、森林計画担当（4名）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林務長あいさつ
- (3) 職員の紹介
- (4) 会長あいさつ
- (5) 議事録署名委員の選出
- (6) 議事
- (7) その他
- (8) 閉会

5 議事に付した案件

〔審議事項〕地域森林計画(富士川上流)の樹立及び地域森林計画(富士川中流、山梨東部)の変更について

〔報告事項〕林業公社の改革について

6 議事の概要

森林整備課課長補佐：

定刻となりましたので、ただいまから、森林審議会を開会させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に本日の森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当委員会の委員数は15名で、現在御出席いただいている委員数は13名でございます。過半数に達していますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録が県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してあります。

次に本日の資料の確認をお願いします。本日は合計8部ございます。御確認いただき、資料がない場合はお申し出下さい。なお、新たに報告事項として「林業公社の改革について」を加えております。

次に、議事に先立ちまして、深沢林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

森林整備課課長補佐：

次に、今日出席の県職員を紹介いたします。(職員紹介)

続きまして、山梨県森林審議会の辻会長からごあいさつをお願いします。

会長：(挨拶)

森林整備課課長補佐：

ありがとうございました。これより、議事に入ります。議長の選出につきましては、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっていますので、辻会長に議長をお願いします。

議長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。議事に入る前に、県森林審議会運営規則第7条により、議事録署名委員を会長が選出することとなっておりますので、私が2名を指名してよろしいですか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは、「〇〇委員」と「〇〇委員」をお願いいたします。

それでは議事に移ります。知事から諮問のありました「地域森林計画(富士川上流)の樹立及び地域森林計画(富士川中流、山梨東部)の変更について」を議題とします。まず、事務局より説明をお願いします。

森林整備課長：(今回の諮問事項の説明)

森林整備課森林計画担当課長補佐：(「地域森林計画(富士川上流)の樹立及び地域森林計画(富士川中流、山梨東部)の変更について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。続いて、縦覧に供した結果の説明をお願いします。

森林整備課課長補佐：

森林法第6条第1項及び第2項に基づき、平成23年11月14日に公告いたしました。25日間の公衆の縦覧に供しましたが、意見の申し出はありませんでした。

また、国関係機関、県関係部局及び27市町村に対して、意見聴取をしたところ、関東経済産業局から意見があり、「当計画区域内については、鉱業法に基づく鉱業権が存在しているので、鉱業の実施に支障とならぬよう願う」旨でした。なお、その他の国関係機関や県関係部局及び市町村からは、「特に意見がない」旨の回答をいただいております。

議長：

縦覧の内容は以上の説明のとおりでございます。それでは、事務局の説明が終わりましたので、ここで、御意見、御質問を承りたいと思います。

委員：

沢山の資料、それから今いろいろな御説明をしていただきまして、ありがとうございました。実際大変だったのではないかなと思います。

事前に資料をいただき、ある程度見させていただきましたので、二点ほど質問を述べさせていただきたいと思います。

まず、50頁に計画量等というものがあって、具体的に間伐とか主伐とかの材積、それから間伐面積、造林面積というのが載っているわけですが、最初の1番のタイトルの付け方が何かおかしいような気がします。「主伐」、「間伐」と表の中にありながら、「間伐立木材積その他の伐採立木材積」となっていますが、なぜでこうなるのかと思います。実行のところは確か「伐採立木材積」、9頁ですか、そちらのほうは合っているかと思いますが、計画の方になると、主伐が先に来るのではまだわかりませんが、「間伐立木材積その他」となっており、主伐はその他というくりになっているのではないかと思うのですが、これはどうしてなのかということ。

また、県有林管理計画だと材積と、これに面積も明記することになっていると思うのですが、これはどうして面積が入ってこないのかなと。これは要領上そう決まっ

いるということなのか、そのへんちょっとわかりませんが、そのあたりが一点。

それから、二点目はですね、いろいろと計画のことが記述されていまして、将来のあるべき姿、あるいは持っていきたい姿、そのようなことが書いてあるわけですが、そこに至るのにどういうふうにかこの考え方が反映されていくのかなというのが、今日の説明を聞いても、読めないような感じがします。例えばこの文章の中には、地域森林計画ではこうだと言っているのですが、市町村の段階では市町村森林整備計画になり、個人の段階になると森林経営計画になると。こういうものに反映していきますと。そして、林道の場合では推進区域ですか、こういうものを作ってやっていきますというふうに書いてありますが、どこかの市町村あるいはどこかの区域を挙げた場合に、具体的にここを考えていますよというのが言えるのかなと。言えなければ、この計画に書いたり数字を挙げても、また絵に描いた餅になってしまうのではないかなというように思うわけです。

また、資料を見ますと、個人の1ha未満の所有が68%、それから人工林の8齢級以上が76%というように書いてありますから、非常に小さい山持ちが分散しているということで、共同化ということが大事だろうし、また路網の組み合わせというのが非常に大事なのではないかと考えております。その二点を考えた場合に、どういうふうに関実際に実行されていくのかなと思います。どこか一箇所挙げて、既に森林施業プランナーみたいな人が活躍して、こういう段階になっていますよというところを挙げられるところがあったら、是非示してもらいたいなと思います。そうしないと、具体的にどう進むのかは読み取れないと思うのですがいかがですか。

議長：

〇〇委員の御質問、御意見、いかがでしょうか。事務局の方で。まず50頁の内容ですね。

森林整備課副主幹：

ただ今の御質問ですが、まず50頁の計画量につきましては、1番のところの間伐の材積及び主伐の材積、それから2番のところの間伐の面積というようなことで記載があります。

今、国の方でも集約化に向けて、路網整備を進めて、間伐を中心とした施業を進めていくというようなことで、やはり国の方の流れとして間伐が中心ということがございまして、そんなことでこういう様式で記載をさせていただいております。

面積につきましても、これまではなかったのですが、間伐について面積を記載しております。この面積も、材積を中心に考えておりますので、これまでの、先ほど説明のあった5年間の実績を踏まえて、大体ヘクタールあたり48m<sup>3</sup>というのがこれま

での実績でありましたので、それから面積を推定して出しております。

それから、二つ目の御質問の、どのようにこの計画が流れて施業に繋がっていくかという話ですが、市町村森林整備計画をこれから3月までに策定するのですが、こちらの方をマスタープランとあって、実際の施業をしていく上で、地域に根ざした計画ということで策定を進めております。その市町村森林整備計画の指針ということでこの地域森林計画の記載をしているところです。ですので、市町村森林整備計画の中で、実際に、先ほど出ましたゾーニングや路網整備等推進区域という路網を中心として重点的に施業をしていきたいと思いますという区域を、今、森林総研の普及員が中心となっている准フォレスターが市町村と打合せをしながら区域をいろいろと設定ということで打合せをしているところです。具体的にどういった区域かということですが、間伐のやりたい区域とか、路網を入れたい区域を、森林組合等の情報も得ながら、市町村の意向も踏まえて今検討している最中です。各市町村でそれぞれ何カ所かそういうところを設定したいということで、詰めているところでして、これから具体的な場所が出てくるというようなことで、まだ具体的に説明ができないところが現状です。

議長：

〇〇委員、よろしいですか。

委員：

こういうふうに文章が書いてあるということは、実際に具体的に想定できる、取りかかる場所があるということですね。全くないというわけではないですね。地域森林計画に9市がありますが、その中で、もちろん全部ではないと思うけども、どこかの市がこういうことに取り組むんですよということですよ。国の流れがこうだからということではないですよ。

この段階ではまだ示せないというかもわからないけども、もう少し、実効性を上げるためには、この段階でもそういったところをについて絵の上ではこうなります、表の上ではこうなりますと示してもらえないでしょうか。そうしないとまた同じことになってしまうのではないかなという気がします。

議長：

はい、その件について。

森林整備課長：

実は前回も、図面がないのかという御指摘をいただいたところです。これまで地域森林計画でゾーニングとかをしてきましたが、森林法の改正に伴って、若干抽象的な

計画になりつつあるのかと思います。

現在、市町村の森林整備計画を樹立していきまして、そこで、図面がついてくることになっていきます。具体的に、わかりやすい計画を市町村計画で作ろうという方向性の中で、一通り市町村森林整備計画ができあがってくる段階になれば、そういったものも、具体的な姿が見えてくると思います。また、市町村の計画が一定のものを示すと、県としてもその中で方向性をまた色々と検討できるということになると思います。今回どうしても最初の取組ということで、そこまで具体的なものをお示しできない段階にありますけども、次回以降そういった形で少しでも、例えばそういったビジュアル的な部分についても検討させていただきたいと思います。

委員：

今、〇〇委員の話を聞いていて疑問に思ったのですが、森林審議会の位置づけというものがどういうところにあるのかなと思って今お話を聞いていました。

こういうことが望ましいよという程度で、市町村を始め、そういうところに言っているのか。それとも、こうせねばならないという形をとっているのか。もしやらなかった場合、実際示したものを実行していなかった場合には、どのような指導をするのか、あるいはペナルティがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

議長：

関連で何かありますか。では関連で〇〇委員。

委員：

私の答えるのは事務局の仕事を奪ってしまい申し訳ないと思うのですが、地域森林計画というのは、基本的に餅を絵に描く行為です。どういう目標で森林を整備しているかという目標を決めるものであって、実行する計画ではありません。なぜかというと、計画者と森林所有者は主体が違うわけです。計画者は県で、対象となるのは個々の森林所有者です。県が勝手に、勝手にという悪いですが、県が作ったものを個々の森林所有者が守らなければならないという論理はないです。こういうふうにやったらいいだろうという、県がビジョンを描いて、それに向かって努力してくれと、県もそれに向かって誘導していく、助成していきますよということが地域森林計画だと思います。

従って我々は、描かれた餅が、どういう餅を描いて一歩ずつ進んで行けばよいかということに対して意見を言うことではないかと私は思っております。

議長：

事務局で、森林審議会と森林計画について。

森林整備課課長補佐：

市町村森林整備計画につきましては、県に提出いただいて、県が承認するという形になっております。特にペナルティということはありませんが、承認するという行為の中で、その前段階としていろいろ打合せをして、内容について適合した形にさせていただくように指導等をしていくということになります。その中で、地域森林計画に適合した形のものを作っていただいて、それを承認するという形でやっています。

議長：

はい、他に。事務局で。

委員：

関連して。

議長：

〇〇委員

委員：

ペナルティみたいなのは、この計画に沿ってやることによって色々な補助制度が導入できると。結構、森林についての補助制度はありますので、これが取り込めるといふ利点があります。

その他にもう一つよくわからないのですが、農業の所得補償というか戸別補償がありますが、この森林版というのはあるわけですか。それで、その森林版というのが多分こういう計画を、きちんと立てたところが対象になるということではないかと思えます。誰でも手を挙げられるというのではなくて、こういうものに則って計画されたところが対象になると。

もう一つ、〇〇委員のさっきの話ですけど、現地は前に富沢の現場を見せてもらいましたね。この間も上帯那のところを見せてもらいまして、あれは何か森林プランナーがいて、周りの人を取り込んだ中でやっている。この間の上帯那もそういう性格の森林整備だという話は聞いていますが、実際にはそういう形で結構現地は進んでいって、その後整備されているというような感じもなきにしもあらずですけども、いずれ優遇措置、補助制度が出てくる中で、それに乗っていくためには色々こういう制度の組み合わせが必要ではないかと私は理解しているわけです。

それとは違って、前にも聞きましたが、非常に気になるのが天然更新です。我々は森林・林業と、いつも森林と林業を並べて何でも考えたりしますが、単純に言うと、人工林をきちんと整備しておけばよいと。資源を涵養していくという意味においては、将来有効に使える資源としてはやっぱり人工林の整備が一番必要ですが、先ほど、天然更新の基準が色々と示されましたが、例えばあの基準にはまらない天然の跡地は、後どんなような処理をしていくのですか。立木度3に満たない伐りっぱなしのところ、造林未済地が災害を誘発していくということで、造林未済地をどうやって早くその状況から抜け出すかというのが気になります。一つの方法として林業公社みたいなのがあったわけですが、何でもかんでも天然更新をしていけば、生物多様性の問題でも、いろいろな問題が解決されるような錯覚に陥っては非常にまずいと思います。

やっぱり人工林をどのように作っていくか、林業技術は今までそのために磨かれてきた部分がありますし、そういう技術を導入することによって天然林が守られるということもあります。天然林の扱い方が今ひとつわからないので、そのへんの説明を宜しくお願いしたいと思います。

森林整備課長：

前段の部分からですが、計画を守らなければペナルティという部分につきましては、直接的にこの地域森林計画を守る、守らないというものではございません。森林の方向性を定めようといったなかで、今ある資源に応じた森林をどうやって扱っていくべきかという方向性を定めたのが地域森林計画だと私どもは理解しております。

ただ、地域森林計画の対象としている森林というものは、森林法で規定がございまして、それを例えば森林以外に転用をかけようとか、森林以外のものにしようとする場合には、県の許可が必要となります。地域森林計画対象の森林については基本的には森林として保続し、今ある資源の状態からこういった方向で森林を整備していくといった方向性を定めたのがこの計画であるということです。〇〇委員からもありましたように、この計画で位置づけている方向性の中で国の補助事業を受けたり、直接補助事業というのも農地とは違って戸別の林家に配るものという形にはなっておりませんが、森林所有者がこういった対象森林をきちんとした基準に基づいて施業するときには、それに対して補助をしましょうということで動いているということです。ですから闇雲に森林であれば何でも補助対象になるというのではなく、ある程度、例えばこの林齢で伐採をしますとか、そういったものに対して補助を行っていくという形で、そういった骨格の部分の計画ではないかというふうに考えております。

御指摘のとおり、我々がまずはこれまで整備してきた森林を、人工林として将来にわたってきちんと整備していくことというのは、基本的な考え方としてあるかと思えます。今回、天然更新の指針を入れたというのは、前半でも説明をさせていただきます



したが、やはりかなり伐採跡地が放置されて、特に九州などはかなり多かったよう  
ございますけども、多くの森林が植栽されずに適確な更新が図られないと、そういう  
心配があったということで、今回、国の方の計画制度の見直しの中でそういった指針  
を入れさせていただいたというのが大前段でございます。

当然、県内の中でも、更新がされていないというところがいくつかあることは事実  
でございます。ただ、これをもって全ての人工林を広葉樹の天然更新で切り替えてい  
こうといったことではありません。一方で、これまで、拡大造林施策で国が進めた、  
人工林を多く増やそうということが全て正しかったのかというと、そうではない部分  
もございますので、そういったところは天然更新の力も使いながら徐々に針葉樹から  
広葉樹に切り替えていく山もあっていいということです。

もう一つは、人工林をまた植えてもらうためには、省力化ということが必要となり  
ます。本県では進んでいないところもありますが、苗木を植えるときの労力を減らす  
ことができるポット苗や、大苗を植えて下刈りの回数を減らすといった、省力化造林  
といったものを、今後の課題ということになるかと思いますが、そういった中で、人  
工林の伐採からまた植栽という循環というものもやっていく必要があるかなというふ  
うに考えております。

議長：

〇〇委員、よろしいですね。〇〇委員、いいですね。他にございますか。はいどう  
ぞ、〇〇委員。

委員：

私はね、計画そのものは立派にできていると思います。ただ、一番大きな課題とし  
ては市町村森林整備計画。これは10年計画ですが、その下にあります森林施業計画  
ですね。これが森林経営計画に24年度から替わっていくと。内容的に言いますと、  
さっき〇〇委員からもありましたけども、天然林への移行が非常に多くなるだろうと  
いうことです。まあこういったものも踏まえながら、まず私たちが一番考えなければ  
ならないのが、森林所有者として非常に零細であると。先ほど〇〇委員の方からも話  
が出ましたけども、非常に零細森林所有者が多い。その中で、まず集約化施業が果た  
して出るのかどうなのかというのが、これが一つの大きな問題だと私は思うのです。

やはり森林所有者、その人たちが全て健在でやっておればいいわけなのですが、非  
常に森林所有者も高齢化しているということ。もう一つは、若い人たちは森林に関す  
る関心が少ない。後継者づくりが非常に大変だということです。

それらも踏まえまして、結局、施業計画を作る面では、非常にこれらの所有者の同  
意を得るのが大変だろうなということ。もう一つは、皆さんご存じのように、北海道

や長野あたりでもそうですが、北海道では5千haからの山が既に他国へ渡っている。中国の領土だというようにも言われておるわけです。まあ我々のところにはまだまだそういったことはありませんが、不動産業者に山が渡っておるということは言えると思います。そういう人たちの了解をとりつけるのも非常に難儀だなということも考えます。そういったものを全部御理解いただく中で、施業計画を作っていこうということになりますと、非常に年数もかかるだろうということと、なかなか5年間に果たしてできるかということが非常に問題だということになるわけです。特に路網の整備。今度は林道というか、林業専用道、森林作業道。この林道網の整備も非常に金もかかることだし大変なことです。こういった施業計画の中で、要するに受益者負担が少なくなるように考えなければならない。国からの支援というようなものも必要ですが、あくまでも、金銭的な問題はさておいて、こういったものを取り巻く一つの大きな課題というのが、やはり、森林所有者が非常に零細であると。受益者負担というような問題になりますと、全く手がつかないだろうなということもあります。これらに対して、県の方ではどのような考えを持っておるか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長：

はい、県の方で。これからの市町村計画がどのように現場というか、森林所有者との関係の中で、この計画を結びつけて促進していったらいいかのという御意見かと思えます。

委員：

そうです。

森林整備課副主幹：

先ほどの質問ですが、まず集約化に向けた、所有者、集約化をしていくということへの取組ですが、これにつきましては先ほど言った、マスタープランということで、現場にあった市町村森林整備計画を策定するというところでやっけていこうということでございます。また、森林所有者情報の収集が重要となってきますが、来年度から森林所有者になった場合の届出制度も開始されますので、こういった制度や、また、境界明確化などの事業も活用しながら所有者情報の把握などに努めていきたいと思えます。

委員：

先ほどから市町村森林整備の話が出ていますが、実際に市町村では、過疎化が起こ

っていることや、親から山を相続したものの現地は知らないといったことなどから、境界がわからないようなところが増えていると聞いています。

今般の森林法の改正により、必要に応じて公有林化を進めていくという方向性が示されたと思っております。また、税金を投入して森林を整備するなど、公的な森林管理の方向性が打ち出されています。これについては、県としてどのような方向性で取り組んでいくのかを教えていただきたいと思っております。

もう一つ、フォレスターについて、今後、市町村の森林整備計画の作成などをフォレスターが支援していくということですが、その任用形態、誰がどのような形でフォレスターとなり、どこに所属し、任期が何年なのかなどについてはどのようになっているのでしょうか。フォレスターは今後重要な役割を担うと思っておりますので。

森林整備課長：

公有林化というお話でしたが、県や市町村も財政状況が厳しい中で、どんどん山を買っていくというのは難しいかと思っております。ただ、委員もおっしゃったように、森林所有者が手を付けられない山を放っておくというわけにもいきませんので、それについては公的な管理も必要かと考えております。例えば9月の審議会でも御説明申し上げた新税による事業も公的な森林整備の一つかと思っておりますし、また、県や市町村でどうしてもきちんと管理していかなければならないというところは、やはり公有林化という手段もあるのかと思っております。

ただ、森林所有者がなかなか手を付けられない箇所については、新たに始まる森林経営計画で重点をおかれているように、施業の委託というものをこれから進めていくこととなりますので、そういったことを進めながら整備をしていくこととなります。

フォレスターについてですが、実はまだ国のほうで制度がきちんと固まっていないこともあり、現状では県の職員、もしくは国有林の職員が、準フォレスターという形で対応しております。現状では公務員の身分で実施しているということです。制度の中身は、まだ申し上げられる段階ではありませんが、今後、民間の方にも資格の認定を受けてもらうなどということもあるかと思っております。

委員：

質問と要望を2点申し上げたいと思っております。

富士川上流森林計画書（案）の25ページに書いてありますが、択伐の伐採率が30%以下となっています。これは、かなり高い率なのではないでしょうか。これは間伐の伐採率が30%くらいだから、択伐も30%にしているのではないかと推測しているのですが、東京都の水源林で、択伐率30%で回していったところ、伐採できるところがなくなったという事例もありますので、そういったことを踏まえてもやはり

高いと思います。

もう一つ、計画書のどこに書いてあったかはちょっとわかりませんが、生物多様性の保全といったことが謳われていたかと思います。これについては、具体的に、県の方で守りたい箇所や守りたい種のようなものはあるのでしょうか。先ほどから、具体的なことは市町村森林整備でやるということですが、生物多様性の話については市町村ではデータや知見などがなく、実際に市町村が計画するのは難しいのではないかと思いますので、やはりこれについては県で具体的に示してやらないと、森林整備を進めていって、気がついたら希少種が絶滅していましたということにもなりかねないと思います。

森林整備課副主幹：

択伐の伐採率というお話でしたが、これは全国森林計画の中で、皆伐と択伐の分けとして30%が定められているものでして、具体的には、伐採届の伐採率を確認する際などに関係してきます。森林の持つ多面的な機能の維持増進が図られる基準となるよう、市町村が森林整備計画を策定する中で指導して参りたいと思います。

みどり自然課長：

生物多様性の保全についてですが、平成22年度に山梨県の生物多様性戦略が策定され、それに基づいて生物多様性の保全に取り組んでおります。この保全の取組は、もちろん実際の森林整備にも反映すべきものであり、これについては、セクション間の連携を強化して取り組んでいきたいと考えております。

委員：

私は、4年前から甲府市の水源涵養のイベントに参加しております。そこで植樹を行うのですが、植えるのはミズキやサクラといった樹種です。こういった樹種は、今よく言われるように、CO<sub>2</sub>の吸収に適しているのか、それとも、水源の涵養に役立つのか、どういったことでこれらの樹種を植えているのかと思います。材木を生産するのであれば、やはりスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツといったものになるでしょうから、本当に材木中心でやっていくのなら、ミズキやサクラなどといったものではなく別の樹種がよいのでしょうか。計画書の中では、スギの場合、大径材で80年、普通材でも40年で伐採するとなっています。これは一世代過ぎるほどの長い期間です。

天然更新という話が出ておりましたが、これは種が自然に落ちこちてできるということなのでしょうか。どの樹種でも可能なのでしょうか。

これからは、木を利用するのであれば、材木以外の活用法を考えないといけないと

思います。古代から、木を燃やして火力として使ってきているわけです。日本は重工業、鉄や鋳物などに力を注いできたわけですが、木材を燃料として火力発電をやって行くことも1つの方法ではないかと思いますがいかがでしょうか。

森林整備課長：

植える樹種の選定ですが、甲府市がどのような理由でそれらを選んでいるかはわかりませんが、樹種を選定する際には、やはり植えやすい木、育てやすい木というのが一つのポイントとなるかと思います。

材木として考えるならば、やはり針葉樹となります。広葉樹は曲がってしまい、まっすぐには育たないことが多いため、材木としては針葉樹の方が向いているということです。また、一般的にスギやヒノキなどは初期成長がよく、初期成長がよいということはCO<sub>2</sub>の吸収という点からみても優れているということになります。

天然更新ということ言えば、スギやヒノキよりは広葉樹のほうが良く、一部ではヒノキの天然更新を行っている地方などもありますが、一般的にはスギやヒノキは天然更新は難しく、同じ針葉樹でもアカマツなどは比較的天然更新でも大丈夫かと思いますが、天然更新と言えば広葉樹ということになるかと思います。

また、木質資源の活用ということですが、現在でも材木としての利用の他に、例えばペレットなどがありますが、木を燃やして使うというのも活発に行われております。さらには、木質バイオマスをガス化してエネルギーなどに利用しようとする動きも見られてはいますが、やはりまだ研究段階で、実用化には至っていないというのが現状です。これらの新しい利用法については、国の方でも研究を進めておりますので、その研究結果などを受けまして、県でも検討を進めていければと思います。

議長：

ありがとうございました。時間もあまりありませんので、質疑はここで打ち切らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

では、諮問のありました「富士川上流地域森林計画（案）」と「富士川中流及び山梨東部地域森林計画の変更（案）」について異義のないものとしてよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：

それでは、このことについて、異義のないものとして答申することを決定させていただきます。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは会長一任ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項の「林業公社の改革について」です。事務局の説明をお願いします。

部付主幹：(「林業公社の改革について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。県として改革プランを固めたということで、今後は本プランに沿って改革を進めていくこととなりますが、何か質問はありますか。

委員：

2点ほど確認と要望があります。

まず1点目は、新しい公益法人改革はどうするのかということです。

特例民法法人は、平成25年11月末までに公益財団法人になることを目指して手続きを進めなければならない。これを考えると、公社解散の5年の期限よりも前に解散になるのではないかと思います。内部留保の件など、手続きは非常に煩雑だと思われます。

もう1点は、前回、〇〇委員からもお話がありましたが、現在公社に勤めている職員をどうするかということです。現在、県の指定管理者として、公社職員が武田の杜や金川の森の管理を行っていますが、指定管理者の期限が2年後に来ます。そうすると、解散が決まっている組織の職員を次の管理者にすることはできないのではないかと思います。

平成29年度に解散ということですが、公社の職員は、自分の身分がどうなるのか大変不安な状況だと思います。また、県の方でも、県が公社の山を引き継いでも、ひとかたまりになっている県有林とは違って、公社の山は分散しているので、実際に現地に行くだけで一日かかってしまうようなところもあるわけです。ひとかたまりになっている県有林などでは、職員が2、3年で異動になってもまだ対処できますが、公社の山のようなものの管理がそれではうまくいかないのは、県行造林の例を考えれば明らかなことです。管理ができないのならば、結局は県が想定している山にすることはできない。これは県が早急に決めないといけない問題でして、早くしないと、公社の職員も先が見えない中で、別のところに転職を考えるということも十分ありえると思います。

森林整備課長：

12ページに作業工程を載せておりますが、平成25年11月までの間に新たな公益法人へ移行することが必要となります。手続きは、先ほどお話のあったように非常に煩雑であり、1年くらいを要すると聞いております。手順としては、まずは一旦、新たな公益法人へと移行して、それから解散という流れになります。

公社の職員についてですが、この概要の中ではあまり触れてはおりませんが、改革プランの中で、プロパーの方々には、現在も林業労働センターなどで働いていただいてもしておりますが、これまでの知識や技術を活かせるような再就職というものを考えていきたいと思っております。

また、公社の山を引き継いで県で管理することについては、現在、県としましても、大きな課題であると認識しております。これについては、管理の外部への委託も含め、十分検討して参りたいと思っております。

委員：

5年で解散という期限があるから、公益法人に移行するということなのか、公益法人に移行するから5年かかるということなのか、よくわかりません。一般的な感覚からしますと、公益法人の認可を受けるというのは大変な手続きを踏まなければならないような気がするのですが。

森林整備課長：

5年もかかるというのは、分収林契約に関する手続きが非常に難点であるからというのが一つの理由です。その他にも、森林の再整備や、広葉樹の森林づくりの検討、債務処理の問題、分収割合の見直しなど、課題が山積しており、これらの対応に5年はかかるということです。

他県の状況を勘案すると、本県の公社の山の面積から考えると7、8年は処理に必要なのではないかとと思われるのですが、やはり一定の区切りが必要ということで、5年を期限としております。

処理にあたっては、公社のこれまで培ってきた分収林契約者との信頼関係なども必要と考えています。

そのため、公益法人に移行して、履行期限までに取り組んで行くこととしております。

議長：

公益法人への移行は可能ということですか。法人存続の延長はできるということですか。

森林整備課長：

可能と考えています。県の中でも法制を担当とする部署とも相談しながら、検討してきたところです。

委員：

先ほどから〇〇委員のおっしゃっている話だけでも、もっともな話で、普通に考えた場合、解散を決めた法人を公益法人として認めるというのにはあり得ない。私学文書課が超法規的措置でそうするといっているのかどうかはわからないが、そんなに軽い話ではないような気がするので、慎重にかかっているかなければいけないと思います。

森林整備課長：

公益法人の認定というのは、認定審査委員の了承があつてなされます。本件については、法制担当ともよく協議、確認をしてつめていかなければならないところですが、公益法人の認定は、基準を満たしていればよいということにして、解散の予定というものには入っておりません。

委員：

分収林契約に関する手続きなどで5年かかるということですが、伐期を延長するというのには簡単に納得してもらえそうな気がします。木を出してくるのにも費用がかかりますので。ただ、分収割合を変えるというのは、非常に説得するのが難しい話で、今おっしゃったように、他県がそうしているからというような説明では絶対に納得してもらえないと思います。分収林契約の相手に、分収割合を8：2にしてほしいとお願いしても、私は6：4のままと言われてしまえばそれでおしまいになってしまう。相手を説得する方法にもっと知恵を絞らないといけないと思います。

今回、別紙のような案を考えてきましたので、御説明したいと思います。

(資料説明)

単純に処理が5年かかるということではなく、相手が判子を押してくれるかどうかという問題ですから、相手方にも何かメリットになるものがあるようなシステムというものを考えて提案しなければならないのではないかと思います。私の提案は奇策かも、愚策かもしれませんが、こういったことも参考にして、是非考えてみてください。

議長：

今の提案も参考に、是非検討をよろしくお願いします。

さて、林業公社の件は、決定事項があり次第、その都度、森林審議会でも報告してもらえということによろしいでしょうか。



森林整備課長：

林業公社の件は、基本的には県出資法人の検討委員会で報告、検討していただいております。森林審議会への報告などについては、個別に会長にご相談させていただければと思います。

議長：

それでは時間もちょうどですので、ここで質疑応答を打ち切らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは、予定された議事につきましては全て終了しました。御協力ありがとうございました。

以上